

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の申請) 第4条 <省略> 2 <省略> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 施行規則に定められた様式第2による <u>次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u> (2) <省略>	(指定の申請) 第4条 <省略> 2 <省略> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 施行規則に定められた様式第2による <u>次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u> (2) <省略>
(指定の基準) 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア <u>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ</u>	(指定の基準) 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u>

<p>ない者</p>	
<p><u>イ</u> 破産手続開始の決定を受けて復権を得な</p>	
<p>い者</p>	
<p><u>ウ</u> <省略></p>	<p><u>イ</u> <省略></p>
<p><u>エ</u> <省略></p>	<p><u>ウ</u> <省略></p>
<p><u>オ</u> <省略></p>	<p><u>エ</u> <省略></p>
<p><u>カ</u> 法人であつて、その役員のうちに<u>アから</u> <u>オ</u>までのいずれかに該当する者があるもの (変更の届出)</p>	<p><u>オ</u> 法人であつて、その役員のうちに<u>アから</u> <u>エ</u>までのいずれかに該当する者があるもの (変更の届出)</p>
<p>第6条 <省略></p>	<p>第6条 <省略></p>
<p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <省略></p>	<p>(1) <省略></p>
<p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による前条第3号<u>アからカ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書 (主任技術者の職務等)</p>	<p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による前条第3号<u>アからオ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書 (主任技術者の職務等)</p>
<p>第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p>	<p>第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) <省略></p>	<p>(1)及び(2) <省略></p>
<p>(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認</p>	<p>(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認</p>
<p>(4) <省略></p>	<p>(4) <省略></p>
<p>2 <省略> (事業の基準)</p>	<p>2 <省略> (事業の基準)</p>
<p>第14条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。</p>	<p>第14条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。</p>
<p>(1)から(4)まで <省略></p>	<p>(1)から(4)まで <省略></p>

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ <省略>

(6) <省略>

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ <省略>

(6) <省略>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。